

令和6年度
伊良原ダム周辺地域活性化業務
仕様書

令和6年7月

みやこ町

みやこ町伊良原ダム周辺地域活性化業務仕様書

1 適用

本仕様書は、みやこ町（以下「委託者」という。）が実施する「みやこ町伊良原ダム周辺地域活性化業務」（以下「本業務」という。）に適用し、この内容及び受託者が業務履行において特に遵守、留意しなければならない事項を示したものであり、受託者はこの仕様書に定める事項について内容を十分に理解した上で、確実に業務を履行しなければならない。

2 委託業務名

みやこ町伊良原ダム周辺地域活性化業務

3 履行期限

契約の効力の発生の日から令和7年3月31日まで

4 業務の目的

本業務については、本町の地域特性などを十分に理解した上で、将来を見据えた明確なコンセプトに基づく伊良原ダム周辺地域活性化方策（以下「方策」という。用語の定義は別紙に記載する。）を作成するとともに、方策を運営できる体制の提案をすることを目的とするものである。

本町では、令和5年3月に、本町の様々なデータを踏まえ、総合計画等の上位との関連性、まちづくりの課題などを整理し基本的な理念や方針、方向性を取りまとめ、みやこ町まちづくりグランドデザイン基本計画（以下「基本計画」という。）を策定した。

この基本計画に基づく本町の伊良原・帆柱地区（以下「当該地域」という。）には、県内最大級のダムの周辺に、集落、代替地等の居住環境があり、デザイン性に優れた学校建築や公園、整備された施設等の特徴的な環境を備えている。眺めがよく都会の喧騒を忘れ、ゆっくりと過ごすことができる場所として、公園・観光地としての活用が求められる。この伊良原・帆柱地区を一体化して捉え、公園・観光地としてのブランディングの検討を行う。さらに、次の3施設を継続的に運営できるような具体案を提示することを必須とする。

○伊良原自然体験施設及び伊良原森林公園

○「隠国の食 伊良原」（伊良とびあ館）及び伊良とびあ公園

○じゃぶち森のビレッジ

前述の3施設を活用することで『伊良原ダム周辺地域の持続的な振興を図り、その周辺の地域においてモノや人が行き交い、ひいては地域経済の活性化、定住を促進していくこと』が当該地域にとって重要な方策である。しかしながら、来訪者の消費行動を促す仕組み作りが弱く、これらを解決するような具体策が実行できていないことが課題である。

伊良原ダム周辺地域において、ブランディングの向上を図り、賑わいと活力を生み出して稼げる地域へと成長させ、民間投資の喚起や、当該地域の所得・雇用の増加等につなげられる実施可能な方策を策定するとともに、併せて実施につなげられる組織体制の在り方も提案することを業務の目的とする。

5 業務の基本的な考え方

本業務は、伊良原ダム周辺地域活性化方策の策定及び運営体制の提案を行うものである。本業務に取り組むにあたっては、基本計画の関連計画を精読した上で、伊良原ダム周辺地域の現状と課題を明確にする。さらに、伊良原ダム周辺地域活性化の目的とビジョンを明確に提示するとともに、マーケティング調査を実施した上で、伊良原ダム周辺地域の強みを精査し、競合エリアとの差別化も踏まえた戦略的ターゲット・ポジショニングを設定して、ターゲットニーズに応える観光コンテンツ・施策の創造を行うものとする。

6 業務内容

本業務は、次に掲げるとおりとする。

注) 以下は計画作成に必要と思われる最低事項を列記したものであり、追加提案については妨げない。

(1) マーケティング調査の実施

競合エリアとの差別化を踏まえたマーケティング調査を実施し、戦略的なターゲットニング及びポジショニングの明確化を図るため、取り組む内容は以下のとおりとする。

- ① 地元住民及び観光等の関係事業者へのヒアリングによる現地調査及び評価分析
- ② 伊良原ダム周辺地域への来訪者や今後來訪が見込まれる潜在層を対象とした調査及び結果の評価分析

③ 上記を踏まえたターゲティング及びポジショニングの設定

＜提案を求める事項＞

- ・調査の対象や内容、方法やスケジュールについて明らかにすること。

（２） 会議の運営支援

計画の作成にあたり、必要な範囲において本町の関連する部署や観光事業者、地元住民等が参加する会議を開催することとする。

＜提案を求める事項＞

- ・会議の種類や目的、回数、方法を具体的に提案すること。

（３） 観光コンテンツの調査・提案

伊良原ダム周辺地域の資源や周辺地域のフィールドを活かした満足度の高い観光コンテンツと効果的な施策の検証及び提案を行うこととする。観光コンテンツの検証にあたっては、調査等によって明らかになった課題等を踏まえるとともに、「５ 業務の基本的な考え方」を念頭に置いて取り組むものとする。

＜提案を求める事項＞

- ・検証方法やスケジュールについて明らかにすること。

（４） 水源地域ブランド戦略の構築

マーケティング調査等の結果を踏まえ、伊良原ダム周辺地域の地域振興を図るための戦略・コンセプトの立案を行うこととする。

（５） 活性化による目標値の設定

伊良原ダム周辺地域でのマーケティング調査や提案する観光コンテンツから、当該地域における来訪者数及び消費額の数値的な目標を設定する。

また、地域活性化の観点から、地元人材を最優先に活かした施策とし、伊良原ダム周辺地域の経済が上向くための人材活用施策を策定する。

(6) 公共施設の一体的管理及び利活用

今回策定する方策では、みやこ町の以下の公共施設の一体的管理及び運営についての提案が最重要課題である。

	名称	位置	令和6年度 管理方法	条例名
1	伊良原自然体験施設 及び 伊良原森林公園	みやこ町犀川下伊良原1926番地2 みやこ町犀川下伊良原1924番地28他	直営方式	みやこ町伊良原自然体験施設設置及び 管理条例 みやこ町公園条例
2	伊良とぴあ館 及び 伊良とぴあ公園	みやこ町犀川上伊良原408番地2 みやこ町犀川上伊良原401番地2他	指定管理者 方式 直営方式	みやこ町伊良原地域交流施設設置及び 管理条例 みやこ町公園条例
3	じゃぶち森のビレッジ	みやこ町犀川帆柱969番地1	直営方式	みやこ町森林総合利用施設設置及び 管理条例

1：伊良原自然体験施設は令和5年度まで地元住民で構成する一般社団法人伊良原自然体験施設管理組合が指定管理者となり、管理運営を行った。現在は、指定管理者を設置せず、町直営方式で管理・運営を行っている。

2：伊良とぴあ館は令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、合同会社伊良原が指定管理者制度によって、管理・運営を行うことになった。しかし、次年度以降は指定管理を行うことができないとの意向である。

3：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、一般社団法人みやこ観光まちづくり協会と運営支援業務、清掃業務、宿直業務において業務委託契約を交わしている。これは、令和元年度から指定管理者制度ではなく、業務委託契約を交わし、施設の管理・運営を実施している。

(7) 策定方策の運営体制の提案

「6 業務内容」(1)から(6)までを踏まえた伊良原ダム周辺地域活性化のための方策、及び運営できる体制を提案し、その体制を明らかにすることとする。また、運営体制を構築するための概算事業費を可能な限り算出すること。

(8) その他、特記事項

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に本町の関連する部署と連携を図り、情報を共有しながら適切に業務を遂行すること。業務着手時及びその他適宜打ち合わせを行い、業務の適正を期すこと。

7 その他の要件

本業務及び関連事業の相乗効果をもたらすよう、本町の関連する部署や他の委託業者等と連携・連動を図ること。

8 留意事項

- (1) 本仕様書に定める業務にかかる実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたって、最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的施策を提案すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本町と協議を行うこと。
- (4) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (5) 本業務に必要な資料は受託者に貸与するものとし、受託者は貸与された資料については、汚損及び紛失しないよう取扱いに十分注意すること。また、貸与を受けた資料は本町の許可なく外部に漏らしてはならない。なお、業務完了後は、速やかにこれを返却しなければならない。
- (6) 本業務で撮影、使用した画像や映像、所在内容等のすべてのデータについては、業務完了後は本町が所有するものとする。
- (7) 観光コンテンツの検証等において、参加者から適切な参加料を徴収することを妨げない。なお、当該参加費は受託者の収入とし、委託料の返還の対象としない。
- (8) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本町の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (9) 成果品の所有権、著作権、利用権は、すべて本町に帰属するものとする。
- (10) 業務完了後に受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所があつ

た場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

9 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令及び計画に準拠して実施するものとする。

10 受託者の義務

受託者は、本業務の実施にあたり、委託者と詳細な協議を行い、委託者の承認後に業務を遂行する。なお、本仕様書は、業務の主要事項のみを示したものであるため、これらに記載のない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、責任を持って充足すること。

11 業務実施計画書等の提出

受託者は、本業務の契約締結後、速やかに委託者と詳細な打ち合わせ協議を行うとともに、次の書類を提出し、委託者の承諾を受けた上で作業を進めるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 主任技術者選任届
- (4) 工程表
- (5) その他委託者が指示する書類

12 工程管理

受託者は、業務実施計画書に基づいて適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を随時、委託者に報告しなければならない。

13 貸与資料

本業務の実施にあたり必要な資料を委託者より貸与する。受託者は責任を持ってこれを管理し、汚損・紛失等のないよう取扱いには万全の注意を払うこと。また、受託者は貸与された資料の重要性を認識し、個人情報保護の観点から情報の流出には十分留意し、常に貸与資料の管理状況を明確にし、必要がなくなった場合には遅滞なく返却するものとする。

14 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

1 5 情報の取扱い

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びみやこ町個人情報保護法施行条例（令和5年みやこ町条例第2号）を遵守し、委託者からの借用物及び本業務の内容及び業務に係る資料を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。

1 6 著作権の譲渡等

受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。

1 7 完了・検査

受託者は、業務完了と同時に完了届、納品書類とともに成果品を納入し、委託者の検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合は速やかにその指示に従い、再度、検査を受け合格により業務を完了したものとする。なお、加除・訂正等に要する費用は、受託者の負担とする。

1 8 疑義等

本仕様書に明示していない事項あるいは作業過程において疑義が生じた場合、委託者・受託者協議の上、受託者は委託者の指示に従い業務を遂行しなければならない。

1 9 成果品

次のものを成果品として提出すること。

（1） 業務報告書

数量：PDF形式及び原形式の電子データ 一式

（2） 伊良原ダム周辺地域活性化素案（通常版及び概要版）

数量：PDF形式及び原形式の電子データ 一式

（3） その他、取材・撮影・記録等 電子データ 一式

2 0 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は本町に帰属するものとし、また、本町は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。なお、関係機関への提供等、二次的な利用も可能とすること。

【別紙】

みやこ町伊良原ダム周辺地域活性化業務仕様書における用語定義

